

綾瀬市再燃火災防止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市警防規程(平成4年綾瀬市消防本部訓令第5号)第9条第3項の規定に基づき、火災現場における再燃火災の防止を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再燃火災 鎮火後、消防隊が現場から引き揚げた後に再び出火し、消防隊によつて消火の必要がある燃焼現象をいう。

(2) 調査 鎮火後、消防隊が現場から引き揚げた後に再燃火災の発生を未然に防止するため、随時火災現場に出向し、再燃火災の防止を行うことをいう。

(現場最高指揮者の責務)

第3条 現場最高指揮者は、消防隊等を指揮監督し、再燃火災の絶無を期さなければならない。

(鎮火の決定)

第4条 鎮火の決定は、再燃火災防止活動基準表(別表。以下「基準表」という。)に基づき、残火確認チェックリスト(第1号様式。以下「チェックリスト」という。)により確認し、必要措置をすべて完了した時点で鎮火と決定しなければならない。

(残火の確認)

第5条 残火の確認は、関係者の立ち会いのもとに実施するよう配慮し、前条に規定するチェックリストの立会者欄に当該関係者の署名を受けなければならない。

2 残火の確認対象物は、火元及び類焼並びに強い火熱を受けたと予測される物とする。

(再燃火災防止活動上の留意点)

第6条 現場最高指揮者は、次に掲げる事項に留意し、再燃火災防止活動に当たるものとする。

(1) 破壊及び注水活動は、必要最小限度にとどめること。

(2) 破壊活動を実施するときは、努めて関係者に破壊理由等を説明して承諾を得て

から実施すること。

(3) 未破壊部分については、関係者に監視及び警戒を指導すること。

(4) 材木置場、倉庫等大量可燃物の集積場所における火災で、再燃火災防止活動を要する場合は、関係者と協議し、作業要員を確保させるなど効率的な活動に努めること。

(5) 火災現場を管轄する分団長と連絡を密にすること。

(関係者等の協力)

第7条 現場最高指揮者は、消防隊等が現場を引揚げるときは、再燃火災防止のため必要がある建物等の関係者に、次に掲げる書式を交付するものとする。

(1) 第5条第2項に規定する確認対象物の関係者 再燃火災防止指導書(第2号様式)

(2) 近隣住民 協力依頼書(第3号様式)

(調査)

第8条 署長は、次号に掲げる場合は、消防隊等をもつて調査を行わせるものとする。

ただし、警察官が犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)の規定に基づき現場保存を行つている場合で、現場保存に当たる警察官が再出火について監視及び調査の協力を承諾した場合は、調査を行わないことができる。

(1) 建物火災及び林野火災で、火災警報、乾燥注意報及び強風注意報のいずれかが発令中の場合

(2) 建物火災のうち構造が木造又は防火造で、小屋裏、天井、壁体内又は床面等の未燃焼部分に焼け止まりがある場合

(3) 焼損物件が指定可燃物の場合又は再燃のおそれがある物品等が多量にある場合

(4) その他必要と認められた場合

(調査時の点検処理)

第9条 調査を行うときは、チェックリストにより点検するとともに、調査時点検記録表(第4号様式)により、署長に報告するものとする。

(調査の終了)

第10条 署長は、前条の規定により調査を実施した結果、火源がないと判断した場合は、調査を終了することができる。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

再燃火災防止活動基準表

構造別	特に残り火が生じやすい場所等	点検要領	搬出・破壊要領
木	屋根、小屋裏、天井裏、床下等	点検口（押入れの天井部分）等から内部を視認する	1 かや、わらぶき屋根及び小屋裏に収容してあるわら等は、屋外の安全な場所に搬出する等必要な処置を講ずる。 2 小屋裏、天井裏及び床下の点検には、天井及び床を一部破壊する。
	家具類（タンス）又は戸棚の裏側等	1 移動させて火気及び煙の有無を確かめる。 2 内部の収容物視認する。	1 収容物のうち、衣類、書籍類等で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等の必要な処置を講ずる。 2 家具類又は戸棚等を移動し、必要に応じ局部破壊する。
	押入れ、戸袋等	1 収容物を引出し、内部を視認して、火気及び煙の有無を確かめる。 2 小屋裏への燃え抜け状況を確認する。	1 収容物等で燃きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等の必要な処置を講ずる。 2 小屋裏の点検は、天井及び壁を一部破壊する。
	ちゅう房等の火気使用施設周囲の鉄板張り内装裏面及び煙突の貫通部分等	変色部分等の表面を素手で触れて温度を確かめる。	変色部分等の表面温度の高い部分及びその最上部又は貫通部分を局所破壊する。
造	瓦下地、畳の合せ目等	1 焼け止まり箇所等を視認する。 2 畳で焼きの深いものは、床板まで燃え抜けているか確認する。	1 畳で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出等の必要な処置を講ずる。 2 屋根の点検は、瓦及びその下地を一部破壊する。
	柱、はり、合掌等のほぞ部分等	1 視認及び表面を素手で触れて温度を確認する。 2 通し柱等に焼きがある場合は、小屋裏及び天井裏まで確認する。	必要に応じ、けん引ロープ等により柱、はり等を転倒又は落下させる。

木 造	焼きたい積物等	たい積物内部の火気を確認する。	<p>1 可能な限りトピ口等で掘り起し、又は掘り崩しを行う。</p> <p>2 農薬、肥料、その他化学薬品等で、注水、加熱等により発熱の危険性があるものは、できる限り屋外の安全な場所に搬出する。</p>
	布団、マット、繊維類、紙、木材、木くず類、わら類等	深部に残った火気を素手で触れるなどして確認する。	消火器で消火したもの又は変色しているものなど、できる限り屋外の安全な場所に搬出する。
	強い放射熱を受けた部分及び風下消防対象物の飛火危険箇所	変色又は強い放射熱を受けたと予測される部分を素手で触れて温度を確かめる。	<p>1 変色又は受熱温度等から必要に応じ、一部を破壊する。</p> <p>2 布団、繊維類等深部に火種が残りやすいものについては、できる限り屋外の安全な場所に搬出する。</p>
防 火 造	モルタル壁等二重壁内等	変色又は強い放射熱を受けたと予測される部分を素手で触れて温度を確かめる。	必要に応じ、二重壁の一部を破壊する。
	その他木造及び耐火造に準ずる。		
耐 火 造 (簡 易 耐 火 造)	ダクト、パイプスペース等のたて穴部分等	<p>1 点検口等から内部を視認する。</p> <p>2 直上階等へのたて穴部分等で埋め戻しの有無を点検する。</p> <p>3 可燃物と接している部分を点検する。</p>	<p>1 押入れ等の収容物を引き出し、たて穴等の有無を確認する。</p> <p>2 ダクト等の一部を破壊する。</p>
	ダクト、パイプ等の壁体及び床貫通部分の仕上材並びに埋め戻し箇所等	<p>1 点検口等から視認する。</p> <p>2 変色部分等の表面を素手で触れ温度を確かめる。</p>	ダクト、天井、側壁等の一部を破壊する。
	その他木造及び防火造に準ずる。		

その他注意事項

- 1 建物火災における部分焼時の活動は、消防隊の放水態勢確保を前提とし、可能な限り水バケツ等を使用して水損防止を図ること。
- 2 注水については、全般に低圧注水で、状況により棒状及び噴霧を併用し、さらに風上から順

次、障害物等を排除しつつ行うこと。

- 3 建物火災をはじめ全般に火災原因調査を考慮し、やたらに内容物等を搬出移動しないとともに、必要以上の破壊を慎むこと。
- 4 再燃危険箇所の活動は、建物構造その他の特性を勘案し、各種機材を有効に活用して実施すること。
- 5 屋根かわらの落下等その他危害防止に配慮するとともに、各隊協力し、円滑に活動を実施すること。
- 6 活動の実施状況を必要に応じて写真撮影しておくこと。

第1号様式(第4条関係)

残火確認チェックリスト

火災番号		鎮火 決定者		作成者		
残火確認 終了日時	年 月 日 時 分			残火処理 の必要性	有 ・ 無	
確 認 対 象 物	住所 綾瀬市 名称			占有者 等氏名		
	構造	木・防・簡・耐・他	用途		確認階 階	
	程度	部分焼・半焼・全焼・その他				
確 認 場 所		確認要否	確認	破壊	指導	その他
小屋裏、天井裏、床下等		要・否				
ダクト、パイプスペース等		要・否				
モルタル壁等の二重壁内		要・否				
柱、はり、合掌のほぞ部分等		要・否				
厨房等の火気施設周囲の鉄板張内 装の裏面		要・否				
押入れ(天袋を含む。)、戸袋等		要・否				
かわら、トタン下地、畳の合わせ、 家具の裏側等		要・否				
布団、マット、繊維類、紙、木材木 くずの類、焼きたい積物、わら等		要・否				
床下、排水口等ガスの滞留するおそ れのあるところ。		要・否				
そ の 他						
立 会 者 署 名	住所		電 話	()		
	氏名		区 分	所・管・占・その他		

第2号様式（第7条関係）

再燃火災防止指導書

交付日時	年 月 日 時 分			NO
対象物	住所 綾瀬市 名称			火災番号
受領者		受領者	所・管 占・他	交付者

.....キリトリ線.....

NO 年 月 日
様 綾瀬市消防長
再燃火災防止指導書
消防隊の現場引揚げ後は、次のことについて、特に注意して下さるようお願い します。
1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と決定しました。しかし、 焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由により再出火等の 事故発生の危険がありますので、引き続き監視を行ってください。
2 現場保全等のため指定された区域内には、原則として立ち入らないで下さい。 ただし、緊急事態が発生又は発生するおそれがあるときは、区域内に立ち入って必 要な措置を講じてください。
3 異常と思われる事象に気付かれたときは、速やかに119番又は下記の連絡先へ 通報してください。
連絡先 綾瀬市消防署 電話 (0467) - 76 - 0119

協 力 依 頼 書

ただいまの火災は、皆様の協力を得まして消し止めることができました。

火災は、すべてを燃やしてしまう非常に恐ろしい災害です。

日ごろから、火気取扱いには十分注意し、尊い生命、財産を火災から守りましょう。

なお、さきほどの火災現場の異常に気づかれましたら、119番又は下記の連絡先へ通報下さるようご協力をお願いします。

連 絡 先

綾 瀬 市 消 防 署

電 話 （ 0 4 6 7 ） 7 6 0 1 1 9

年 月 日

綾 瀬 市 消 防 長

